

地域生活支援事業に係る今後の方向性について

1 目的

全国一律で実施される自立支援給付とは異なり、各自治体の判断に基づいて実施される障害福祉サービス。都道府県は専門性の高いまたは広域的な調整が求められる必須事業、市町村は直接支援や住民に対して行うものを主としています。これに加えて西東京市で4つの任意事業を実施しています。

第3次障害者基本計画、第7期障害福祉計画、第3期障害福祉計画が取りまとまったことを踏まえ、第7期障害福祉計画に掲載された地域生活支援事業のうち提供体制の確保が求められる各事業について、今後の方向性を検討するものです。

2 各事業の概要と今後の方向性

(1) 移動支援事業

屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促すサービスです。

【第7期障害福祉計画：提供体制の確保策】

外出の支援による社会参加の機会を提供するため、事業者への情報提供を進め、サービスの拡大、参入を促すとともに、サービスの担い手の確保に向けて、移動支援従事者の養成研修を実施します。

◆対象者

- ・愛の手帳を所持する知的障害者
- ・就学児以上の障害児
- ・身体障害者手帳を所持する視覚障害者
- ・身体障害者手帳を所持する脳性麻痺者（下肢又は体幹機能が1・2級ほか条件有）
- ・身体障害者手帳を所持する上肢かつ下肢かつ体幹の障害が2級以上で65歳未満で手帳の交付を受けたもの
- ・精神障害者手帳保健福祉手帳を所持する精神障害者

※障害福祉サービス（行動援護・同行援護）の支給決定を受け、移動の支援を受けることができる人は除く。

※生活サポート事業の「生活支援（見守り）」又は障害福祉サービス「介護給付・家事援助（見守り）」が給付されている場合は、当該給付時間を支給時間から控除する。

◆利用時間

原則 午前6時～午後10時

◆支給量

障害児 16時間/月 夏季休暇期間（7・8月）上乗せ 10時間/月
障害者 32時間/月 社会生活上不可欠な用務上乗せ 8時間/月

◆利用者負担

- ・市町村民税課税世帯 | 割負担
- ・生活保護世帯・市町村民税非課税世帯 無償

◆その他の課題

- ・事業量（供給）の不足
- ・二人介助の是非（行動障害や発作などがある場合）
- ・グループ利用の是非
- ・車両利用のあり方（有償運送、ハンディキャップサービスとの整合性）
- ・夜間等利用のあり方

(2) 地域活動支援センター

日中活動と相談支援事業を実施しています。

保谷障害者福祉センターでは、機能訓練、創作的活動等も行っています。

【第7期障害福祉計画：提供体制の確保策】

市内にある3つの地域活動支援センターがそれぞれの特性を生かしながら連携し、各相談支援事業所等の後方支援を行いながら、地域生活支援拠点等の面的整備を図り、障害のある人への適切な支援を進めていきます。

◆対象者

- ・保谷障害者福祉センター：主に身体障害のある人向け
- ・地域活動支援センター ハーモニー：主に精神障害のある人向け
- ・地域活動支援センター ブルーム：主に知的障害のある人向け

◆支給量

- ・利用する方及びセンターの状況を勘案して決定※

◆利用者負担

- ・無料（保谷障害者センター機能訓練、創作的活動等を除く）
（機能訓練、創作的活動等）
- ・市町村民税課税世帯 | 割負担
- ・生活保護世帯・市町村民税非課税世帯 無償

◆その他の課題

- ・保谷障害者福祉センターの居場所機能
- ・保谷障害者福祉センター機能訓練、創作的活動と障害福祉サービス・生活介護事業の類似性

(3) 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業）

手話通訳者、要約筆記者（パソコンの文字入力を用いた文字通訳を含む）を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業等、意思疎通を図ることに困難を抱える障害のある人その他の者の意思疎通を円滑にする事業です

【第7期障害福祉計画：提供体制の確保策】

- ・サービスの利用が見込まれる人の利用ニーズの把握や、制度の周知に努めていきます。

◆対象者

- ・身体障害者手帳を所持する聴覚障害のある方
- ・身体障害者手帳を所持する言語障害のある方（手話通訳者派遣事業のみ）
- ・上記を主たる構成員とする団体

◆利用者負担

- ・無料（ただし、通訳者の交通費、入場料等の実費は利用者の負担）

◆その他の課題

- ・令和5年9月より手話通訳者等派遣事務の委託化を図り、受付曜日拡大（土曜日）やホームページを利用した申請などの利便性の向上を図っています。

(4) 在宅重度心身障害者（児）入浴サービス事業

家庭内において入浴が困難な状態にある在宅重度障害者（児）に対し、巡回入浴を行うサービスです。

【第7期障害福祉計画：提供体制の確保策】

- ・サービスの利用が見込まれる人の利用ニーズの把握や、制度の周知に努めていきます。

◆対象者

- ・概ね15歳以上の方であって、在宅の重度心身障害者（児）で入浴困難な方

◆支給量

- ・1人週1回を限度※

◆利用者負担

- ・無料（水道代は本人負担）※

(5) 日中一時支援事業

日中の時間帯の障害福祉サービス事業所において、障害のある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行うサービスです。

【第7期障害福祉計画：提供体制の確保策】

- ・サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知に努めていきます。
- ・また、日中一時支援の提供体制の拡充に向けて、事業者への情報提供を進め、サービスの拡大、参入を促します。

◆対象者

- ・知的障害者（愛の手帳所持者）
- ・就学児以上の障害児

◆支給量

- ・4時間以下を1/4日、4時間超8時間以下を1/2日、8時超を3/4日として、月7日を上限※

◆利用者負担

- ・市町村民税課税世帯 1割負担
- ・生活保護世帯・市町村民税非課税世帯 無償

◆その他の課題

- ・特別支援学校卒業後の夕方の居場所としての対応
- ・重度心身障害者、医療的ケアへの対応

(6) 生活サポート支援事業（見守り）

主に介護している家族等が病気や入院、就労等の理由により一時的に対応が困難となり、かつ他の協力が得られないとき、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行うサービスです。

【第7期障害福祉計画：提供体制の確保策】

- ・サービスの利用が見込まれる人の利用ニーズの把握や、制度の周知に努めていきます。

◆対象者

- ・身体障害者（身体障害者手帳所持）
- ・知的障害者（愛の手帳所持）
- ・精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持）
- ・就学児以上の障害児

◆支給量

- ・障害児 16時間/月
- ・障害者 32時間/月

◆利用時間

- ・原則 午前6時～午後10時

◆利用者負担

- ・市町村民税課税世帯 1割負担
- ・生活保護世帯・市町村民税非課税世帯 無償

◆その他の課題

- ・夜間等利用のあり方

(7) 障害者スポーツ支援事業

障害のある人に対して、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図る事業です。

【第7期障害福祉計画：提供体制の確保策】

・年齢や体力に応じたスポーツによる筋力や体力の向上を図り、障害のある人がスポーツに参加できるよう、サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知を進めていきます。

- ・また、スポーツを行える機会の充実や環境づくりに努めていきます。

◆対象者

- ・市内在住の障害のある人
- ・市内の障害福祉サービス事業所等に通所する市外在住の障害のある人

◆利用者負担

- ・無償（スポーツ傷害保険料の実費負担あり）